

世界遺産 10th ANNIVERSARY
HAGI 2025



～萩の「志」を次世代に！～

市民提案型事業補助金募集要領

～みんなの世界遺産登録10周年プロジェクト～



募集受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）

萩市世界遺産活用推進協議会

市民提案型事業補助金 募集要領

～みんなの世界遺産登録10周年プロジェクト～

1 目的

「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産登録から10周年を迎えることから、これを記念し、日本の近代化を開いた、先達の歴史と志を次代に継承し、未来に語り継ぐために、市民の皆様の個性と柔軟な発想をいかした自主企画事業を募集し、実施に要する経費に対して、一定の補助金を交付します。

2 募集期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）

3 対象となる団体

対象となる団体は、次の要件のいずれにも該当する団体等とします。

- （1）市内を活動の拠点とする複数人で構成する団体等
- （2）団体運営の規約等があり、独立した経理を行っていること
- （3）暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が関与していないこと
- （4）その他協議会会長が認める団体

4 対象となる事業

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10周年記念事業推進方針のテーマに掲げる内容に沿った市内で実施する事業で、市民等を広く対象とする事業とします。

- ◆ 本物の歴史や遺産にじっくり触れ、楽しみながら交流できる事業
- ◆ “志”と”チャレンジ精神”に向けた事業
- ◆ 世界遺産のある萩への愛着心を深め、地域づくりを地域全体に広げる事業
- ◆ 世界遺産を守り継いでいく次世代の育成に向けた事業

5 事業実施期間

事業採択決定後（8月初旬）～令和8年3月31日までの期間で事業を実施し、完了してください。

6 補助金の額

補助金の額は、次の項目により補助します。

- (1) 事業総額のうち、補助金の対象となる経費に対して、原則、10万円を限度に補助します。
(1,000円未満切捨)
- (2) 実施する事業の収入がある場合は、当該事業収入の額を除いた額を補助します。
- (3) 補助金の交付は、同一団体に対し1事業とします。

7 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業実施に要する次に掲げる経費です。

- (1) 講師・専門家、出演者等への謝礼
- (2) 文具、その他消耗品
- (3) 資料等の印刷及び製本に要する経費
- (4) 切手、はがき等郵便料
- (5) 新聞等への広告料
- (6) 振込手数料等
- (7) イベント保険等の傷害保険料等
- (8) パンフレット作成や音響設営に要する委託料
- (9) 施設、会場、器具類等の借上料、または著作権等の権利の使用料
- (10) その他、事業遂行上、特に必要と認められるもの

8 事業の一連の流れ

① 必要な書類

補助金交付要綱に規定する交付申請書に次の書類を添えて提出してください。

※萩市のホームページからダウンロードできます。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 事業実施団体概要書

② 書類の提出

- (1) 募集期間 ※以下の期間で、土日祝日を除く、8：30 から 17：15 まで
令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）まで

- (2) 提出先及び問い合わせ先

萩市世界遺産活用推進協議会事務局

（萩市商工観光部 文化財保護課 世界文化遺産室内）

〒758-8555 萩市大字江向510番地

電話：0838-25-3299 F A X：0838-25-3420

e-mail：bunkazai@city.hagi.lg.jp

③ 事業採択の決定と事業の実施

- (1) 事業採択の決定

協議会による審査の上、会長が決定します。

令和7年8月初旬に決定し、速やかにお知らせします。

- (2) 事業の実施

事業採択決定後、事業を開始され、令和8年3月31日までに完了

④ 事業の実績報告

補助金交付要綱に規定する実績報告書に次の書類を添えて提出してください。

※萩市のホームページからダウンロードできます。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 領収書の写し等、経費を支払ったことが分かる書類や写真

⑤ 補助金の交付

事業実績報告書等の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、交付します。

ただし、事業の実施に当たり、必要があると認められるときは、全部または一部を事業完了前に交付するものとします。

9 事業実施にあたっての留意事項

◆ 実施する事業の運営

事業の実施にあたっては、実施団体の責任において事業を実施してください。

◆ 事業の変更がある場合

事業採択決定後、事業内容や予算等を大幅に変更するときは、事前に補助事業変更承認申請書を提出し、承認を受けてください。

◆ 補助金の交付決定の取消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部または一部を取り消すこととなります。

- (1) 事業を実施しないとき。
- (2) 承認を得ず、事業を変更したとき。
- (3) 事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 必要な届出や報告をせず、または虚偽の届出・報告をしたとき。
- (5) 事業採択決定の内容、条件、法令等に違反したとき。

◆ 実施事業の情報の利用

申請書類及び添付資料に記載した事項は、協議会が取得・利用します。

また、事業報告等、団体名等の情報を報道機関等に提供することを同意の上、申請してください。

◆ 広報活動

実施する事業が「明治日本の産業革命遺産登録10周年記念事業」の取組であることを、広く市民の皆さんに知っていただくため、事業名に「明治日本の産業革命遺産登録10周年記念」の文言を冠としてください。

また、チラシ等を作成する際には、「明治日本の産業革命遺産登録10周年ロゴマーク」を必ず掲載してください。（ロゴマークの使用申請は、協議会で行います。）



※明治日本産業革命遺産登録10周年ロゴマーク